

平 成 2 1 年 度

敦賀市健全化判断比率の意見書

敦 賀 市 監 査 委 員

監 第 370-1号
平成 22 年 8 月 30 日

敦賀市長 河 瀬 一 治 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 橋 本 幸 夫

同 木 下 章

平成 21 年度敦賀市健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 21 年度健全化判断比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1 審 査 の 対 象	1
2 審 査 の 期 間	1
3 審 査 の 方 法	1
4 審 査 の 結 果	1
財政健全化審査意見書	2
判断基準となる4つの指標（健全化判断比率）	3

平成 21 年度敦賀市健全化判断比率の審査意見について

1 審査の対象

健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 審査の期間

平成 22 年 8 月 6 日から平成 22 年 8 月 23 日まで

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の健全化に関する法律に基づいて作成され、健全化判断比率を適正に表示しているか否かにつき、公債台帳、交付税台帳、その他関係諸帳票と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等によりこれを実施した。

4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、健全化判断比率は正確であり内容も適正なものと認める。

以下審査の結果を述べる。

平成 21 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 21 年度	平成 20 年度	比 較	参 考	備 考
				早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	—	—	12.74%	(△5.16%)
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.74%	(△18.37%)
③ 実質公債費比率	9.2%	10.2%	△1.0%	25.0%	——
④ 将来負担比率	40.2%	17.6%	22.6%	350.0%	——

＊ ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率が黒字である場合は、－ で表示されます。

＊ 備考欄は実質収支又は連結実質収支が黒字であり、「実質赤字比率 (%)」「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で表示しています。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 21 年度の実質赤字比率は△5.16%となっており、実質黒字である。良い状態となっている。

② 連結実質赤字比率について

平成 21 年度の連結実質赤字比率は△18.37%となっており、実質黒字である。良い状態となっている。

③ 実質公債費比率について

平成 21 年度の実質公債費比率は 9.2%となっており、平成 20 年度より 1.0%低下して、実質公債負担が軽くなっている。早期健全化基準 25.0%と比較すると、15.8%これを下回り良い状態となっている。

④ 将来負担比率について

平成 21 年度の将来負担比率は 40.2%となっており、平成 20 年度より 22.6%上昇して、将来負担額が多くなっている。これは、景気低迷の影響を受け、法人市民税等が減収し標準財政規模が減少したこと等によるものであり、早期健全化基準 350.0%と比較すると、大幅にこれを下回り良い状態となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

《判断基準となる 4 つの指標（健全化判断比率） 地方公共団体財政健全化法第 3 条》

- ・実 質 赤 字 比 率 一般会計等の実質赤字の比率
- ・連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字比率
- ・実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率
- ・将 来 負 担 比 率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率
- ・資 金 不 足 比 率 公営企業ごとの資金不足の比率 地方公共団体財政健全化法第 22 条

4 つの指標（健全化判断比率）と資金不足比率

(市町村分)

	比 率 基 準		対 象			
	早期健全化基準	財政再生基準	一般会計等	企業会計 特別会計	一部事務組合 広域連合	地方独立行政法人 地方三公社 第三セクター
① 実 質 赤 字 比 率	11.25～15%	20.0%	○			
② 連結実質赤字比率	16.25～20%	40.0%(30.0%)	○	○		
③ 実質公債費比率	25.0%	35.0%	○	○	○	
④ 将 来 負 担 比 率	350.0%	適用なし	○	○	○	○
資 金 不 足 比 率	20.0%			○		

- * 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模による
- * 2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置として 3 年間 10～5%引き上げる
- * 3 資金不足比率の基準は、経営健全化基準である